

生活保護を食う「貧困ビジネス」

要注意！ 甘い言葉ですり寄る悪徳不動産屋・福祉相談

二段ベッドの夜間宿所から、生活保護の活用で豊の上へ

「知識の鎧で自己防衛を」、「自助努力援助のための手引き書」の熟読を

ホームレス勧誘 割高弁当・家賃

25日（土）、夜間学校ニュースを配っていると、「このビラに書いてある不動産屋は大丈夫か」と聞かれました。「昨日の朝日新聞夕刊、読んだ？」と聞くと、「読んだ」とのことでした。記事のリード文を紹介します。

『「住まいと食事を提供する」を誘い文句に、大阪市内の不動産業者が府内の路上生活者に生活保護申請させ、割高な家賃と弁当を要求して保護費の大半を得ていることがわかった。

受給者の通帳類を預かり、月12万円の保護費から2万円、4万円しか渡していない。受給者の意思に反して契約を強制する「貧困ビジネス」との指摘もあり、大阪弁護士会は受給者側から人権救済の申し立てを受けて調査に着手した。』

具体的には、『生野区の不動産業者は「生活安心ネットワーク」と称し、公園や繁華街で炊き出しなどをして路上生活者等を勧誘。弁当の配達などを依頼する契約書に署名させて自社管理のアパートに入居させている。

さらに銀行口座を開設させ、通帳とキャッシュカードを管

理するとともに、生活保護申請で自治体の窓口に行き。保護費全額をカードで引き出し、家賃と弁当を差し引いた残金を手渡すという。――略――

業者側は弁当の配達などを断った場合は「即座に退去する」との誓約書や、通帳類について「自分の意思で保管を依頼する」とした確認書を受給者に書かせていた。』

人の弱みにつけ込む悪い奴がいるものですが、世間では、「人に弱みにつけ込む奴は悪いに決まっているが、つけ込まれる方もしつかりしなくては」と、つけ込まれたほうの自己責任を問う言い方をされる場合があります。

この場合、「つけ込まれた弱み」はなんだったのでしょうか。路上生活からアパート生活に戻りたいが、利用できる制度についての知識を十分にもっていない。ようするに、自分の希望を実現する方法について、よく分からない、という弱みに、手続きを代行して手助けしてあげるといふ甘い言葉でつけ込まれたということだと思えます。

制度への知識が不十分であったのは、自分自身のせいだということになりますが、制度を運用する側（行政）が、制度の

活用方法について、多くの人に伝える努力を怠ってきた責任もあると思います。誰だって、最初から何もかも知っているわけではなく、誰かに教わる機会がなければ、知り得ないのですから。

しかし、実際にはそれらの努力はなされていません。では、どうやって、知識を得て、つけ込まれないようにすべきなのでしょう。手前味噌になりますが、夜間学校が作成した「自助努力援助のための手引き書―生活保護は怖くない」（無料配布）を読んでみてください。他人の手伝いを必要としないで、自分自身で生活保護申請し、アパート生活でできるようになる方法が書いてあります。

知識不足のまま、他人に依存するからつけ込まれるのです。手助けを求めにしても、十分な知識を持っていれば、「食われる」ことは避けられるはずです。

夜間学校を配っているときに、「あんなのに乗せられて、相談したら食い物にされるぞ」と言っている声も聞きます。実際、紹介した新聞記事のように「食い物」にしている人たちもいるので、不信感が募るのは無理ないことだと思いますが、夜間学校は自助努力の知識提供が主であり、活用するのはあなたの判断です。安心して読んで活用してください。

いながきひろし事務所がまいているビラに書かれている「元釜ヶ崎支援機構事務局長M」は私のことですが、そんなに悪い人間に見えますか？ものを言うからつけ込まれる。つけ込まれる方もつけ込まれる方だ、といえ、まあ、そうなのですが・・・。

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも活用することができます。

65歳以上でなければ、あるいは病気でないから受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所（市更相）は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。

医療センター（大阪社会医療センター）は、「ある時払いの催促無し」、借用書で受診できる医療機関です。市更相あるいは西成労働福祉センターで診療依頼券をもらってから行く必要があります。

医療センターは、センターの建物外の東側に入り口があります。

「自助努力援助のための手引き書―生活保護は怖くない」（無料）をまだ受け取っていない人は、声を掛けてください。手引き書を読んだ後は、役所で保護申請、不動産屋へ。

定額給付金申請書を手に入れた人

で、現金支給希望の人は、郵送ではなく、直接、西成区役所へ提出してください。現金支払日は指定された日になります。通知が届きます。

西成労働福祉センターに申請書が

届くよう手続きした人は、必ず、窓口
に届いたかどうか確認してください。

8月末までには、センター預かり分
をゼロにしたいということです。

不動産屋さん紹介（気軽に相談を。しかし、真剣に）

※ 双葉商事さん（電話~~06・6561・4392~~）

鶴見橋商店街の奥（西の端）。敷金不要の今すぐ入れる物件もあります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を決めて、その後の段取りを決めましょう。

※ フラップさん（電話~~06・6658・8888~~）

26号線花園交差点、イズミヤの南6～7メートル。西成区以外の物件もあります。

必ず、実物（部屋）を2～3見て比較、周囲の環境を考えて、得心して決めましょう。